

## ふじみ野市家庭保育室の概要

市では、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭でお子さんを十分保育できない場合に保護者にかわって保育する施設として、埼玉県内の家庭保育室を保育料の補助対象施設として指定し、0歳児から2歳児までの保育を委託しています。

入室できる基準は、認可保育所に準じていますが、申込みは各施設となっておりますので空き状況等直接施設にお問い合わせください。

なお、保護者負担の軽減を図るため、毎月1日現在に入室し、保育が必要（週4日以上、1日4時間以上の勤務や病気等※育休中は含みません。）だという児童の保護者に対して、家庭の所得状況に応じ、基本保育料の一部を別表1のとおり負担しています。

ただし、「求職中」「内定」等保護者が就労・就学していない期間や、育児休暇中の場合は補助金(市負担額)の負担はありません。1日4時間以上で週4日以上勤務以上(月16日かつ64時間以上)の実績がない場合は補助金を返還していただくことになります。

また、家庭保育室に入室している家庭で、2人以上の児童が家庭保育室や保育所、幼稚園又は認定こども園に同時に入所している場合は、2人目以降の基本保育料について、市が算定した額を負担します。

### 【2人目基本保育料軽減について】

2人目の基本保育料市負担額は、当該児童の保護者が現に負担する額に基本保育料から当該保護者が該当する階層区分に応じた別表に掲げる基本保育料市負担額の額を控除した後、当該額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の額が生じたときはその額を切り上げるものとする。）に当該保護者が該当する階層区分に応じた別表に掲げる基本保育料市負担額の額を加えた額をもって、基本保育料市負担額の額とする。

#### ◎計算例

施設に毎月支払う基本保育料が55,600円で、家庭の所得状況が、D6階層の時

$$55,600 \text{ 円 (基本保育料)} - 25,600 \text{ 円 (D6)} = 30,000 \text{ 円}$$

$$30,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 分の } 1 = 15,000 \text{ 円 (2人目基本保育料軽減額)}$$

$$25,600 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} = 40,600 \text{ 円 (市負担額) となります。}$$

施設に毎月支払う基本保育料が42,500円で、家庭の所得状況が、D6階層の時

$$42,500 \text{ 円 (基本保育料)} - 25,600 \text{ 円 (D6)} = 16,900 \text{ 円}$$

$$16,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 分の } 1 = 8,450 \text{ 円} \rightarrow 8,500 \text{ 円 (2人目基本保育料軽減額)}$$

$$25,600 \text{ 円} + 8,500 \text{ 円} = 34,100 \text{ 円 (市負担額) となります。}$$

### 【3人目基本保育料軽減について】

55,600円を上限とし、基本保育料の全額を市が負担する。

◎計算例

施設に毎月支払う基本保育料が 55,600 円るとき → 55,600 円 (市負担額)

施設に毎月支払う基本保育料が 40,000 円るとき → 40,000 円 (市負担額)

別表 1 (ふじみ野市家庭保育室要綱第 17 条関係)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			基本保育料市負担額(月額)
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		A	円 55,600
A階層、C階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が非課税の世帯		B	55,600
A階層、B階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税が課税されている世帯で、その税額が右の区分に該当する世帯	均等割額のみ		C1 48,100
	所得割額	5,000 円未満	C2 46,700
		5,000 円以上	C3 45,300
A階層、B階層及びC階層を除き、前年度の所得税が課税されている世帯で、その税額が右の区分に該当する世帯	3,000 円未満		D1 42,500
	3,000 円以上 15,000 円未満		D2 39,700
	15,000 円以上 30,000 円未満		D3 36,900
	30,000 円以上 60,000 円未満		D4 34,100
	60,000 円以上 90,000 円未満		D5 31,200
	90,000 円以上 120,000 円未満		D6 25,600
	120,000 円以上 150,000 円未満		D7 20,000
	150,000 円以上 180,000 円未満		D8 14,300
	180,000 円以上 210,000 円未満		D9 12,900
	210,000 円以上 240,000 円未満		D10 11,500
	240,000 円以上 270,000 円未満		D11 10,100
	270,000 円以上 300,000 円未満		D12 8,700
	300,000 円以上 330,000 円未満		D13 7,300
	330,000 円以上 360,000 円未満		D14 5,900
	360,000 円以上 390,000 円未満		D15 4,500
	390,000 円以上 420,000 円未満		D16 3,000
	420,000 円以上		D17 0

備考 この表は、保育の実施を開始した年度の 4 月 1 日現在において 3 歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度に限り 3 歳未満児とみなす。